

女性トラックドライバーの採用を
検討している皆様！

注目！



女性ドライバーの
採用人数UP！！

令和8年度運送事業者 環境整備補助金

概要

トラック運送業の人手不足解消の一環として、女性ドライバーの採用に向け、環境整備を実施する県内の貨物運送事業者（中小企業者又は小規模企業者）に対し、補助をします。

締切

令和8年10月30日（金）必着

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課
総務・サービス産業担当



TEL 048-830-7983 E-mail a3750-12@pref.saitama.lg.jp

● 補助対象者

中小企業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下・従業員300人以下）又は小規模企業者（従業員20人以下）で以下の要件を満たす事業者

- ① 申請日において、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者（埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る）であること。
- ② 女性ドライバーを採用するため、求人募集等を行う意思があること。
- ③ 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- ④ 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。
- ⑤ 現状で建築関連法令を遵守しており、本補助金による整備においても当該法令に則ること。

● 補助対象経費

補助対象設備等	女性ドライバー採用のための県内事業所における設備等の整備事業 ・女性専用トイレ ・女性専用更衣室・シャワー室 ・女性専用休憩室 ・託児スペース（出勤時の授乳・オムツ替え等の一時的なスペース） ・上記設備内に設置するロッカー、おむつ台等の付属品	
	補助対象経費	
	工事請負費	工事費、物品等の設置費 等
	備品購入費	物品購入費 等（取得価額10万円以上のもの）
	消耗品費	物品購入費 等（取得価額10万円未満のもの）
	役務費	設置工事に付随する仮設トイレの運搬費 等
	賃借料	設置工事に付随する仮設トイレの利用料 等

- ※ 補助対象事業となる各設備の設置数は、女性ドライバーの採用計画人数が上限となります。
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。
- ※ 補助対象設備等のリースは補助対象外となります。

● 補助率・補助限度額

中小企業者	補助率 1 / 2	上限額 200万円
小規模企業者	補助率 2 / 3	上限額 266万6千円

● 注意事項

- ※ 申込者多数の場合は、国土交通省が実施している「ホワイト物流」推進運動に係る自主行動宣言を行っている企業に優先して交付します。「ホワイト物流」推進運動については、「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト（<https://white-logistics-movement.jp/>）をご覧ください。
- ※ 補助対象経費は、交付決定日以後に補助事業者が新たに組み込んだ事業に要した経費とし、交付決定日前に取組があったもの及び支出があったものは含みません。
- ※ 補助後5年間、毎年の追跡調査（売上高等の決算書類及び採用状況等の報告書の提出等）への協力をお願いします。

本事業の詳しい内容・申請方法については、
ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/butsuryu/jigyosya-shien.html>

TEL 048-830-7983 E-mail a3750-12@pref.saitama.lg.jp

